

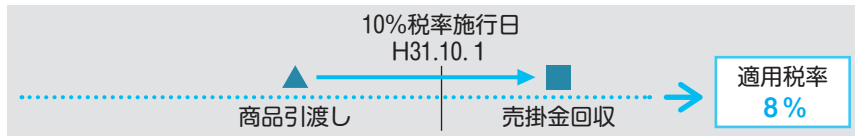
消費税税率引上げに伴う経過措置

税理士 金井 恵美子

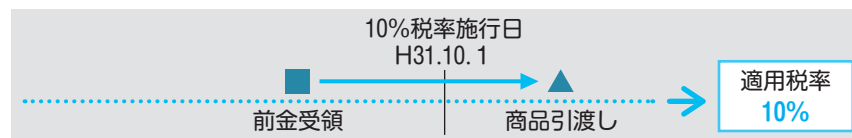
1 新旧税率の適用関係

本年10月1日、消費税の税率は、10%に引き上げられます。10月1日前後に行う取引については、新旧どちらの税率を適用するのかが問題となります。適用する税率は、原則として、譲渡する目的物を引き渡した日の税率です。

例えば、9月30日までに商品の引渡し完了して、代金を受取る日が10月1日以後であっても、商品を引き渡した日の税率8%を適用します。



また、9月30日までに前金を受け取っていたとしても、10月1日以後に商品を引き渡した場合には、商品を引き渡した日の税率10%を適用します。



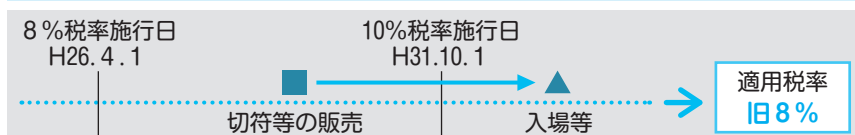
ただし、税率変更に伴う取引価格の改定が困難であると考えられる取引には、10月1日以後も旧税率8%を適用する経過措置が設けられています。

2 10月1日の前後にまたが行われる取引に係る主な経過措置

10月1日の前後にまたが行われる取引は税率の判断が難しくなることから、次のような経過措置が設けられています。

(1) 旅客運賃等

平成26年4月1日から平成31年9月30日までの間に代金の支払いがあった旅客運賃、映画館、劇場、競馬場、美術館、遊園地等の入場料金



(2) 電気料金等

平成31年10月1日前から継続供給している電気、ガス、水道、電話、灯油等の料金で、平成31年10月1日から平成31年10月31日までの間に料金が確定するもの



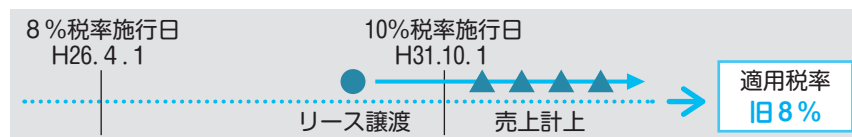
(3) 家電リサイクル料

製造業者等が平成31年9月30日までに領収した家電リサイクル料



(4) リース譲渡

平成26年4月1日から平成31年9月30日までに行ったリース譲渡（ファイナンス・リース）に基づくリース料



3 指定日を基準とする主な経過措置

税率が引き上げられる6か月前の日（指定日）よりも前に契約等を行っていることを要件とする経過措置が設けられています。主な経過措置は、次のとおりです。

(1) 請負工事等

工事や製造に係る請負契約、測量、設計及びソフトウェアの開発など一定の請負契約を平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結したもの

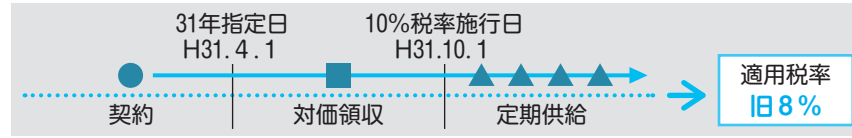


※ 前回指定日の前日（平成25年9月30日）までに締結した請負契約には、旧税率5%が適用されます。

(4) 予約販売に係る書籍等

平成31年3月31日までに締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき行う書籍その他の物品の譲渡で、対価を平成31年9月30日までに領収しているもの

※ 飲食物品の譲渡及び新聞の定期購読契約に基づく譲渡には、経過措置の対象ではなく、軽減税率が適用されます。



(2) 資産の貸付け

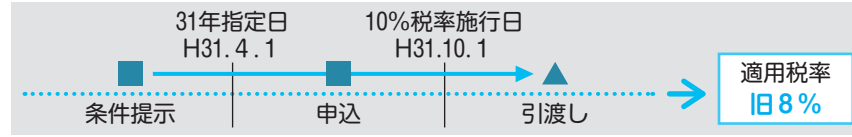
平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した契約に基づき、平成31年10月1日前から引き続き行う資産の貸付け



(5) 通信販売

平成31年3月31日までに販売価格等の条件を提示し、平成31年9月30日までに申込みを受け、提示した条件で行う通信販売

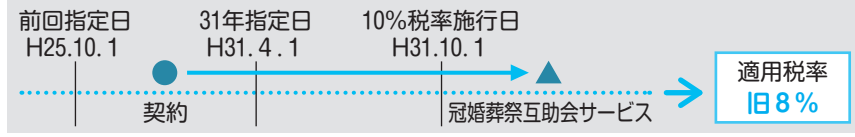
※ 飲食物品の譲渡及び新聞の定期購読契約に基づく譲渡には、経過措置の対象ではなく、軽減税率が適用されます。



(3) 冠婚葬祭のための役務の提供

平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に契約を締結した冠婚葬祭互助会サービス

※ 冠婚葬祭互助会サービスは、割賦販売法の規制対象であり、営業は経済産業大臣の許可が必要で、法人化が義務付けられています。



(6) 有料老人ホーム

平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した終身入居契約（介護料金を入居一時金として支払うもの）に基づき平成31年10月1日前から引き続き行う老人ホームの介護



4 要件に注意

経過措置の適用には、法令の要件を満たす必要があります。判断に当たっては、国税庁の案内を確認し、税理士等の専門家にご相談ください。

著者紹介



かない えみこ
金井 恵美子 (税理士)

平成5年税理士登録。税務に関する著書多数、全国の税理士会等において講演を行う。

【事務所】大阪市住之江区

著書

「プロフェッショナル 消費税の実務」 他

